

富士見市内の「周知の埋蔵文化財包蔵地内」（遺跡内）において 土木工事等の開発行為を行う場合の手続きと 埋蔵文化財の取扱い（試掘調査・発掘調査）について

富士見市教育委員会

市内において土木工事等の開発行為を行う計画を立てられた際、その開発予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」（＝遺跡）に該当する場合には、土木工事等を開始する予定日の60日前までに、文化財保護法第93条による届出（埼玉県教育委員会あて）が必要です。

I. 必要な届出書類

①事前協議書…… 1部

※申請者【事業主＝工事主体者】の住所・氏名・電話番号を記入してください。

※それぞれの項目に必要な事項を記入してください。

- ・ 3の『諸手続提出予定』の項目は、判明しているところを記入してください。
- ・ 5の『工事又は現状変更に要する経費』の項目は、判明している場合に記入してください。

事前協議書に添付する書類

- ◎事業地の位置図（1/25000 ・ 1/2000、又はそれに近い縮尺） ◎公図・地積図
- ◎建物の平面図・基礎断面図 ◎建物の配置図、又は工事の概要

②発掘届……… 2部

※届出者【事業主＝工事主体者】の住所・氏名を記入してください。

※以下（発掘届記入例のうち四角で囲っている項目）に必要な事項を記入してください。

1. 所在地 2. 面積 3. 土地所有者 4. 遺跡の現状（地目） 5. 工事の目的
- 分譲住宅の場合は、「その他建物」に○で囲んで、（ ）内に内容を記入してください。
- 工事の概要…■開発の内容を記入してください。
6. 工事主体者…■発掘届出者と工事主体者＝事業主は同一人になります。
 7. 施工責任者…■未定の場合は、「未定」と記入してください。
 8. 着手時期……■着工予定日を記入してください。

（発掘届の提出日から60日以上離れていなければなりません。）

9. 終了時期……■竣工予定日を記入してください。

③発掘承諾書…… 2部 『土地の所有者』の氏名・住所を記入してください。

④権利放棄書…… 2部 『土地の所有者』の氏名・住所を記入してください。

⑤試掘調査・発掘調査実施承諾書…… 1部

『工事主体者』の氏名・住所を記入して、ご捺印の上、提出してください。

※上記の①～⑤の書式は富士見市HPからもダウンロード可能です。
※またこの説明書もよくお読みください。

Ⅱ. 各種届出の提出後

書類の提出を受けて、開発予定地内での埋蔵文化財の有無を確認するため、教育委員会が試掘調査を行います。具体的な工事内容等が未定の場合、その後の取扱いの判断ができないため、試掘調査は実施できません。ご承知おきください。

1. 届出書類の提出を受けて、開発予定地内での埋蔵文化財の有無を確認するため、教育委員会が試掘調査を行います。
2. 試掘調査に支障があると判断されるもの（建物、大木、舗装など）は事前に撤去をお願いします。
3. 開発予定地内に既設配管等があり、掘削に支障がある場合は、必ず事前にお知らせください。
4. 試掘調査は、重機の手配やその他の調査日程等により、「事前協議書」提出後、1～4週間後を目途に実施しますので、ご承知おきください。
5. 試掘調査に要する日数は、面積にもよりますが1日～数日かかります。開発面積が広い場合には相応の日数がかかることをご了承ください。

Ⅲ. 試掘調査

試掘調査の費用は原則として教育委員会が負担します。

試掘調査では、遺構の有無を確認するために必要な深さ（遺構確認面・関東ローム層等の地山層上面）まで重機、人力によって掘削を行います。深さは数十cmから1m以上と場所によって異なります。

試掘調査終了後、その結果については、まず電話等にてご連絡いたします。

1. 試掘調査のトレンチは原則として建築物など開発予定地に、筋状に数条掘削します。トレンチの数や設置位置は、土地の形状や広さにより異なります。
2. なお、埋戻しは掘削した重機等により転圧しながら行いますが、良質な農地などの場合には、地表面の圧縮が生じることがあります。
(地盤沈下ではありません)

3. また地盤強度を掘削前の状態まで復旧することは困難ですので、予めご承知おきください。
4. 試掘調査において遺構・遺物が確認された場合は、埋蔵文化財の取扱いについて協議します。
5. 遺構・遺物が確認されなかった場合は、計画に沿って事業（工事等）を進めてください。（工事の着工ができます。）

IV. 確認された埋蔵文化財の取扱い【①現状保存】

試掘調査において遺構・遺物（埋蔵文化財）が確認された場合には、その取扱いについて協議が必要です。

1. 試掘調査において遺構・遺物が確認された場合で、以下の①②③の基準に合致する場合には**現状保存**の措置をとることができます。
（埼玉県の基準）
 - ① 土木工事等による掘削深度と遺構との間に「保護層」が保たれる場合（埼玉県の基準では厚さ30cm以上）
 - ② 一時的な工作物、軽微な盛土の場合
 - ③ その他、埋蔵文化財に掘削・影響が及ばないと思われる場合
2. 試掘調査において遺構・遺物が確認された結果を基に、盛り土を施すなどによって遺構に影響が及ばないよう工事内容を計画変更することで、上記の①②③の基準に合致する場合も、現状保存の措置をとることができます。
3. 現状保存の措置をとることになった場合、現状保存確約書を改めて提出してください。
4. 現状保存の措置をとることになった場合、現地で工事を着工する際には、掘削位置、掘削深度等を確認するため、工事立会を行う必要があります。
工事着工日時が決まりましたら、事前にお知らせください。

V. 確認された埋蔵文化財の取扱い【②発掘調査】

試掘調査において遺構・遺物（埋蔵文化財）が確認され、現状保存が難しい場合には、記録保存を目的とした**発掘調査**が必要になります。

発掘調査は「富士見市埋蔵文化財緊急発掘指導要綱」に基づき、土木工事等の原因者（＝事業者）の依頼を受けて、富士見市が主体となって行います。

1. 一般的な費用負担は以下の通りです。
 - ①宅地造成、建売住宅・共同住宅・倉庫等の建設工事 → 事業者負担
 - ②個人住宅建設、農地改良等の個人負担の農業基盤整備 → 公費負担
2. 発掘調査にかかる期間と費用は、調査面積、遺構・遺物の密度、土地や気象条件で異なってきます。
また他の調査の状況により、すぐに着手できない場合があります。
3. 発掘調査の方法・順序の概略は次の通りです。
 - ①発掘調査は遺構が確認された範囲を中心に重機もしくは人力によって遺構確認面まで掘り下げます。
 - ②遺構確認面まで掘り下げ後、確認された住居跡等の遺構を人力で掘削します。遺構の深さは様々なので、遺構確認面より1m以上深く掘削する遺構もあります。
 - ③遺構の記録と遺物の採取後に重機等で再度埋戻しを行い、発掘調査は終了です。
4. 埋戻しに際し、掘削した土をそのまま用いて、掘削した重機等により転圧しながら埋戻しを行いますが、良質な農地などの場合には、地表面の圧縮が生じることがあります（地盤沈下ではありません）。
5. また地盤強度を掘削前の状態まで復旧することは困難ですので、予めご承知おきください。
6. 発掘調査終了後は、土木工事等の開発行為を行うことが可能になります。

【問合せ先】 富士見市教育委員会 生涯学習課 文化財 G
〒354-0021 富士見市大字鶴馬 1873-1（富士見市立中央図書館 2F）
TEL 049-251-2711（内 637）